

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書（案）

鎌倉市（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）とは、両者間の平成23年1月 日に締結した「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関し、協定第29条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第7条から第10条で規定する管理目標とは、乙が環境保全を図る上で、良好な研究所（協定の前文に規定する研究所をいう。以下、覚書において同じ。）の運営・管理を行なうために、甲乙協議した上で乙が自主的に設定する管理値である。ただし、当該数値は法令と同等又は法令より厳しいものとする。

第2条 管理目標を次のとおり定める。

- (1) 協定第7条の管理目標は、別表1のとおりとする
- (2) 協定第8条の管理目標は、別表2のとおりとする
- (3) 協定第9条の管理目標は、別表3及び別表4のとおりとする
- (4) 協定第10条の管理目標は、別表5のとおりとする

2 前項に定める管理目標は、良好な研究所の運営・管理を行なうために、研究所稼働後1年程度の運営実績を勘案し、甲乙協議した上で、乙が必要に応じて見直し、甲に報告する。また、法令の改正等社会情勢の変化に対応する場合も同様とする。

第3条 乙は、協定第12条から第16条を遵守するため、社内規定類を整備するものとする。

第4条 乙は、協定第12条から第14条に規定する実験に係る設備の定期点検記録を3年間保存する。

第5条 乙は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年 財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省告示第1号）の第二 2 遺伝子組換え生物等の取り扱いに係る体制の整備に関する事項に基づき、遺伝子組換え生物等の安全な取り扱いについて検討する委員会（以下「安全委員会」という。）を設置する。

2 乙は、バイオテクノロジー作業を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置等について、前項の安全委員会の承認を得るものとする。

3 乙は、前項の安全委員会の承認を得たバイオテクノロジー作業について、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針が定める様式第1により、速やかにその作業概要等を甲に報告するものとする。この場合において、報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

第6条 乙は、協定第18条第3項及び第19条第3項に規定する教育訓練の実施記録を3年間保存する。

第7条 乙は、鎌倉市内で震度5強以上の地震があったときは、速やかに設備等の点検を行い、周辺環境への影響の有無について、甲に報告するものとする。

第8条 協定第22条に規定する「事故」とは、天災、破壊、漏えい、火災若しくは爆発等が起こり、環境に影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合をいう。

2 協定第22条の第4項に規定する「地域住民」とは、玉縄自治町内会連合会に所属する自治会・町内会の区域内に居住する者とし、同行者については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

3 協定第22条の第4項に規定する「地域住民」の同行は、甲の立入検査の立会いとし、同行人数は甲乙協議の上決定する。

第9条 協定第23条に規定する自主測定の実施回数は、別表1から別表5のとおりとする。

2 実施結果の甲への報告回数は年1回、記録の保存期間は測定後3年間とする。

3 乙は、常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める。

第10条 乙は、協定第25条第2項に規定する苦情の受付は、休日・夜間も対応できる体制を整える。

第11条 甲及び乙は、研究所周辺の良い生活環境の保全のため、協定及び覚書の履行状況等の確認を行うため、少なくとも年1回は協議を行う。

2 前項の協議の結果、覚書の改定が必要となったときは、遅滞なく改定するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市市長

松 尾 崇

乙 藤沢市村岡東二丁目26番地の1

武田薬品工業株式会社

医薬研究本部長